

◎新潟県告示第573号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和6年5月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

(8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[(チオフェン-2-イル)カルボニル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1T-LSD）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和6年5月2日